

厚木市告示第 143 号

建築基準法第 7 条の 3 の規定による中間検査に関する特定工程及び特定工程後の  
工程の指定について

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 7 条の 3 第 1 項第 2 号及び第 6 項の規定により、中間検査に関する特定工程及び特定工程後の工程を次のとおり指定するので、建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）第 4 条の 11 の規定により告示する。

平成 31 年 4 月 16 日

厚木市長 小 林 常 良

1 中間検査を行う区域

厚木市全域

2 中間検査を行う期間

平成 31 年 6 月 1 日から平成 34 年 5 月 31 日まで

3 中間検査対象建築物

中間検査は、次に掲げる建築物を新築するときに行う。ただし、法第 6 条の 4 第 1 項第 1 号に掲げる建築物、法第 18 条第 3 項の規定による確認済証の交付を受けた建築物並びに住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 5 条第 1 項の規定による建設住宅性能評価書の交付を受ける建築物及び附属建築物を除く。

- (1) 一戸建ての住宅で延べ面積が 50 平方メートルを超えるもの（建築主の居住の用に供するものを除く。）
- (2) 地階を除く階数が 3 以上の木造建築物（混構造建築物を含む。）
- (3) 建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 16 条第 1 項に規定する建築物

4 中間検査を行う建築物の構造、特定工程及び特定工程後の工程

次の表のとおりとする。なお、建築物が2以上ある場合又は1の建築物の工区を分けた場合は、最も早く施工する工区の工事を特定工程とする。

中間検査を行う 建築物の 構造 工程の種類	主要な構造が木造（在来軸組工法又は枠組壁工法、混構造建築物を含む。）	主要な構造が鉄骨造	主要な構造が鉄筋コンクリート造	主要な構造が鉄骨鉄筋コンクリート造
特定工程	屋根の小屋組工事及び構造耐力上主要な軸組の工事並びに枠組壁工法にあっては、耐力壁の工事	鉄骨造の部分においては、初めて工事を施工する階の建方工事	階数が1の場合は屋根版の配筋工事、階数が2以上の場合は最下階から2つめの床版の配筋工事	階数が1の場合は屋根版の配筋工事、階数が2以上の場合は最下階から2つめの床版の配筋工事
特定工程後の工程	構造耐力上主要な軸組及び耐力壁を覆う外装工事（屋根葺き工事を除く。）及び内装工事	構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆う耐火被覆工事、外装工事及び内装工事	特定工程の配筋を覆うコンクリートを打ち込む工事	特定工程の鉄骨及び配筋を覆うコンクリートを打ち込む工事